

令和3年度中野市利用者負担額（保育料）等について

令和3年度の教育・保育に関する利用者負担額については、以下のとおりとする。

1 教育・保育事業

- (1) 利用者負担額（保育料）を据置くものとする。（別表1～3）
- (2) 入所利用料（私的契約児）の額を据置くものとする。（別表4）

2 特別保育事業

- (1) 延長保育利用者負担額を据置くものとする。（別表5）
- (2) 一時的保育利用料の額を据置くものとする。（別表6）
- (3) 休日保育利用料の額を据置くものとする。（別表7）
- (4) 病児・病後児保育施設使用料の額を据置くものとする。（別表8）

3 その他

副食費の額を据置くものとする。（別表9）

4 適用日

令和3年4月1日から適用するものとする。

5 据置とする理由

国の利用者負担限度額に改正がなく、また、国と比較して市の利用者負担額は低額となっており、利用者負担の軽減が図られているため。

中野市利用者負担額(保育料)等

(別表1) 教育認定を受けた子ども(1号認定)の利用者負担額

	利用者負担額 (月額)
3歳以上児	0円

(別表2) 保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育標準時間)

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)			
階層	定 義	3歳未満児			3歳以上児
		第1子	第2子	第3子以降	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円
第2	当年度分市町村民税非課税世帯	0	0	0	
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が 48,600円未満の世帯	母子・障がい者等の世帯	5,150	0	0
第3-2	上記以外の世帯	14,800	7,400	0	
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が 48,600円以上 73,000円未満の世帯	21,600 【9,000】	10,800 【0】	0	0
第4-2	" 73,000円以上 97,000円未満の世帯	27,700 【9,000】	13,850 【0】	0	
第5	" 97,000円以上 169,000円未満の世帯	42,000	21,000	0	
第6	" 169,000円以上 301,000円未満の世帯	51,800	25,900	0	
第7	" 301,000円以上 397,000円未満の世帯	55,100	27,550	0	
第8	" 397,000円以上の世帯	58,400	29,200	0	

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料とする。

◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、第2子が半額、第3子以降は無料とする。
また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、第1子が【 】内の額になり、第2子以降は無料とする。

◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は無料とする。

◎市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替える。

(別表3) 保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育短時間)

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層	定義	3歳未満児			3歳以上児	
		第1子	第2子	第3子以降		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	0	
第2	当年度分市町村民税非課税世帯	0	0	0		
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	母子・障がい者等の世帯	4,150	0		0
第3-2		上記以外の世帯	12,800	6,400		0
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上73,000円未満の世帯	19,100 【9,000】	9,550 【0】	0		
第4-2	// 73,000円以上97,000円未満の世帯	25,200 【9,000】	12,600 【0】	0		
第5	// 97,000円以上169,000円未満の世帯	39,500	19,750	0		
第6	// 169,000円以上301,000円未満の世帯	49,300	24,650	0		
第7	// 301,000円以上397,000円未満の世帯	52,600	26,300	0		
第8	// 397,000円以上の世帯	55,900	27,950	0		

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料とする。

◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、第2子が半額、第3子以降は無料とする。
また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、第1子が【 】内の額になり、第2子以降は無料とする。

◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は、無料とする。

◎市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替える。

(別表4) 入所利用料(私的契約児)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
55,900円	33,200円	27,100円

(別表5) 延長保育利用者負担額 (月額)

区 分	金 額		
	午 前	午後1種	午後2種
世帯区分	月曜日～土曜日 午前7時30分から 午前8時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後5時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後6時30分まで
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
当年度分市町村民税非課税世帯	母子・障がい者等の世帯	0円	0円
	上記以外の世帯	700円	1,400円
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	700円	700円	1,400円
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上の世帯	900円	900円	1,800円

(備考)

- 1 午前及び午後1種または午後2種の併用料金は設定しない。(この場合、保育標準時間認定となるため)
- 2 土曜日の午後1種及び午後2種の延長保育は、土曜日の開所時間が午後6時30分までの保育所に適用する。
- 3 税額については、配当控除、住宅取得特別控除などの税額控除は控除前の額を適用する。
- 4 母子、障がい者等の世帯は、次のとおりとする。
 - 1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯
 - 2) 在宅障がい者(児)のいる世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯
- 5 市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替えるものとする。

(別表6) 一時的保育利用料(1日当たり)

区 分	通常保育		延長保育
	8時間以内	4時間以内	
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1食100円)

(別表7) 休日保育利用料(1日当たり)

区 分	通常保育		延長保育
	8時間以内	4時間以内	
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※昼食、おやつは持参

(別表8) 病児・病後児保育(1日あたり)

区 分	4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間を超え 10時間以内
保育所等に在園する 児童	無料	無料	無料
市内に住所を有する 小学校1年生から 3年生までの児童	600円	1,200円	1,400円

(別表9) 公立保育所副食費(月額)

在籍する児童の属する 世帯の区分	3歳以上児		
	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	0円	0円	0円
年収360万円相当以上	4,500円	4,500円	0円

◎年収360万円未満相当の第3子以降無料となる世帯は、年齢、同居にかかわらず被監護者の数が3人以上の世帯とする。

◎年収360万円以上相当の第3子以降無料となる世帯は、同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯とする。

(参考)

国が定める利用者負担限度額(保育認定の子ども)

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担限度額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間 (11時間保育)	保育短時間 (8時間保育)	
第1階層	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
第2階層	当年度分市町村民税 非課税世帯	円 0	円 0	円 0
	当年度分市町村民税 上記以外の世帯	9,000	9,000	0
第3階層	当年度分市町村民税 所得割課税額が 48,600円未満の世帯	9,000	9,000	0
	上記以外の世帯	19,500	19,300	0
第4階層	当年度分市町村民税所得割課税額が 48,600円以上 97,000円未満	30,000	29,600	0
第5階層	当年度分市町村民税所得割課税額が 97,000円以上 169,000円未満の世帯	44,500	43,900	0
第6階層	当年度分市町村民税所得割課税額が 169,000円以上 301,000円未満の世帯	61,000	60,100	0
第7階層	当年度分市町村民税所得割課税額が 301,000円以上 397,000円未満の世帯	80,000	78,800	0
第8階層	当年度分市町村民税所得割課税額が 397,000円以上の世帯	104,000	102,400	0

令和3年度保育料等改定予定調査（19市集計）

	保育料		延長保育料		副食費	
長野市	未定	国からの改定等の通知があった際に検討する	据置		据置 (月額4,500円)	
松本市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
上田市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
岡谷市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
飯田市	据置		据置	公立保育園の開所時間 (標準時間)の変更に伴 い一部改訂済	据置 (月額4,500円)	
諏訪市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
須坂市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
小諸市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
伊那市	据置		据置		据置 (月額3,000円)	
駒ヶ根市	据置		据置		据置 (月額3,000円)	
大町市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
飯山市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	副食費の無償化を実施
茅野市	据置		据置		据置 (基本4,500円)	
塩尻市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
佐久市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
千曲市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
東御市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
安曇野市	据置		据置		据置 (右記のとおり)	1号認定 月額2,500円 2号認定 月額4,500円
中野市	据置		据置		据置 (月額4,500円)	
計	据置 未定	18市 1市	据置	19市	据置	19市

公立保育所土曜日保育の拠点園化について

■現状

- ・公立保育所全園（11園）で土曜日保育を実施。
- ・土曜日保育は原則、保護者の就労により家庭で保育ができない方に限定し、希望保育としている。
- ・土曜日保育の開所時間については、園ごとの利用児童数の違いや保育士不足などの理由で統一されていない。

土曜日開所時間	実施園
午前7時30分～ 午後6時30分	5園（平野、松川、さくら、ひまわり、ひらおか）
午前7時30分～ 午後2時	6園（高丘、長丘、たかやしろ、永田、豊井、みなみ）

- ・土曜日保育の利用者数が減少傾向にあり、年齢ごとの保育ができず異年齢保育になっている。また、保育士配置等の運営面において非効率である。
- ・土曜日保育の拠点園化を実施している市は、19市中9市。

■拠点園化のメリット・デメリット

【メリット】

- ・土曜日の開所時間が午前7時30分から午後6時30分に統一され、公平性を確保できる。
- ・年齢ごとの集団保育が可能となる。
- ・災害発生や新型コロナウイルスの感染拡大などにより休園措置が必要となった場合、保育士が拠点園の保育に慣れることにより、自園以外の園児の受入が円滑にできる。
- ・土曜日における保育士の適正配置が可能となり、効率的な運営ができる。
- ・出勤が当番制になることで、保育士の負担軽減につながる。

【デメリット】

- ・園児によっては通園距離が遠くなる。
- ・土曜日のみ拠点園を利用する園児は、昼寝用布団の持ち運びが必要。

■土曜日保育拠点園化の方針

- ・保護者の負担を最小限にするため、公立 11 園を 4 グループに分け、グループごとに拠点園を設けて土曜日保育を実施する。

【北部地区グループ】

保育園名	利用想定人数
<u>ひらおか保育園</u> （拠点園）	30 人
長丘保育園	3 人
たかやしろ保育園	10 人
計	43 人

【市街地グループ】

保育園名	利用想定人数
<u>松川保育園</u> （拠点園）	30 人
ひまわり保育園	25 人
計	55 人

【南部地区グループ】

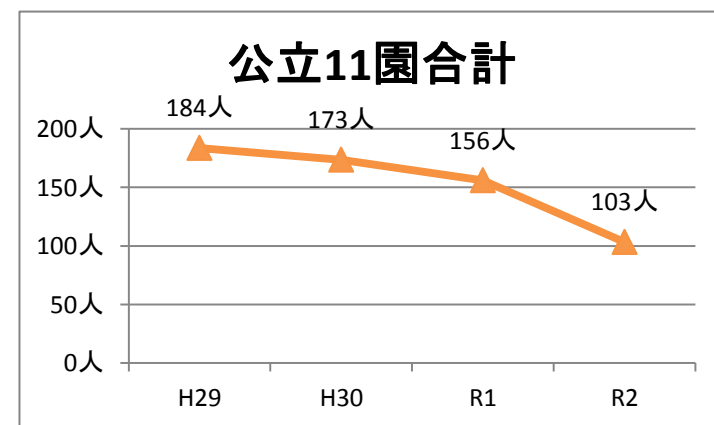
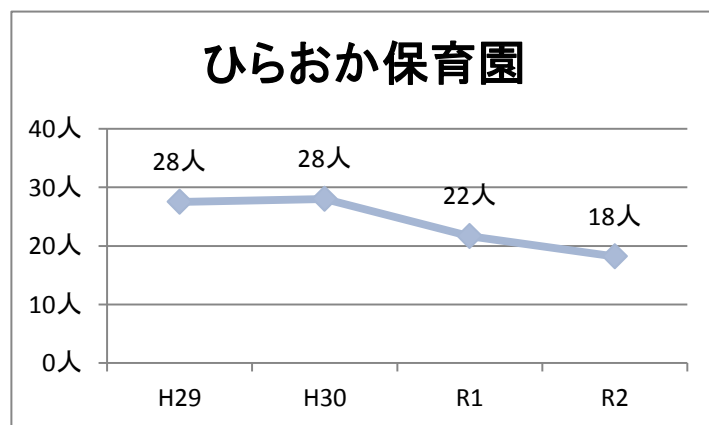
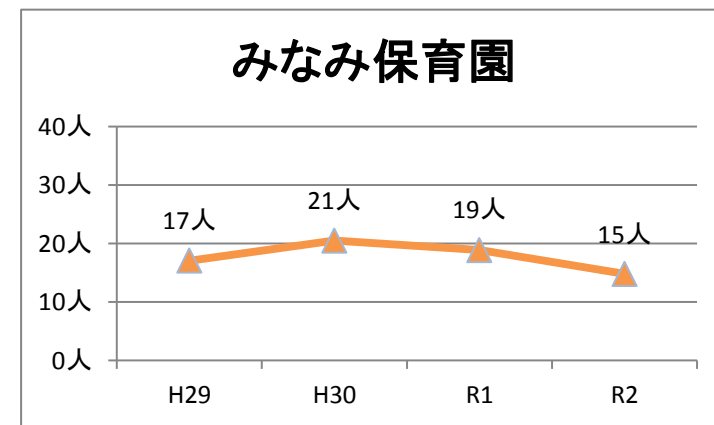
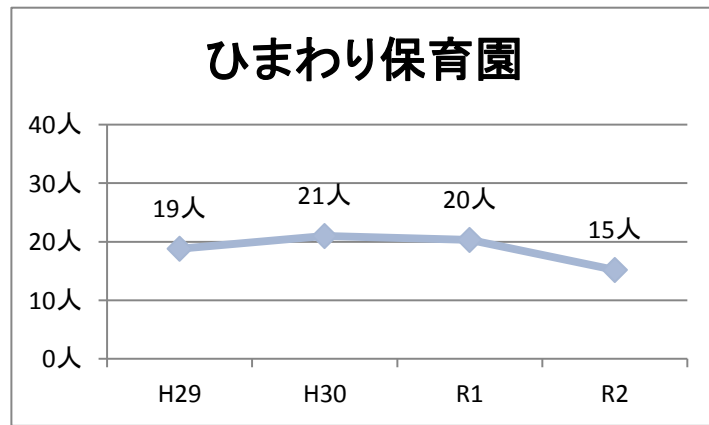
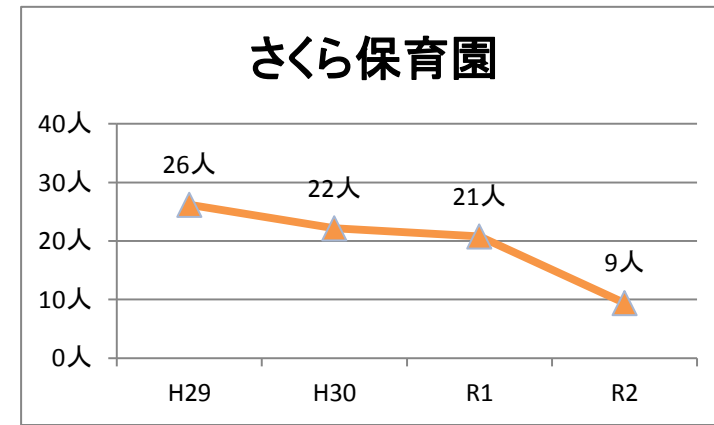
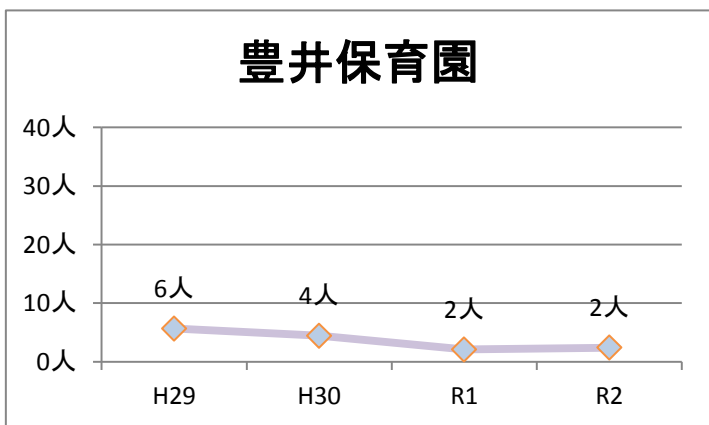
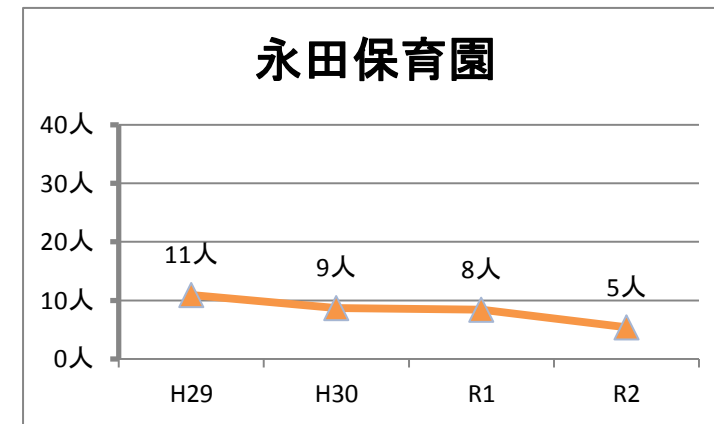
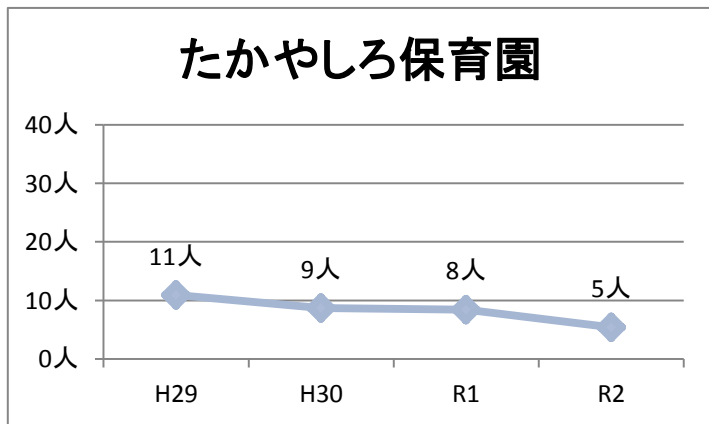
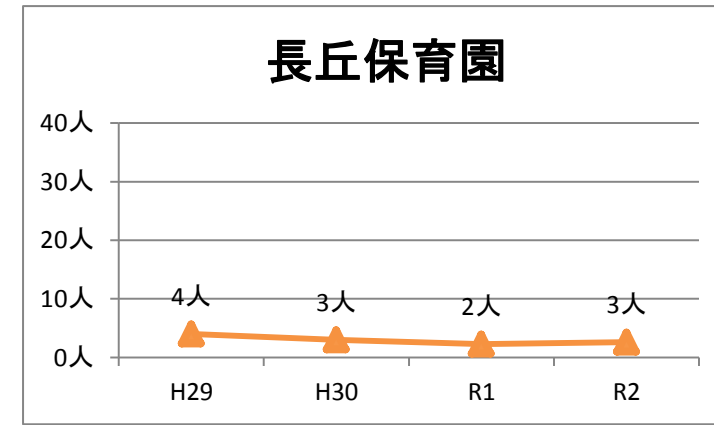
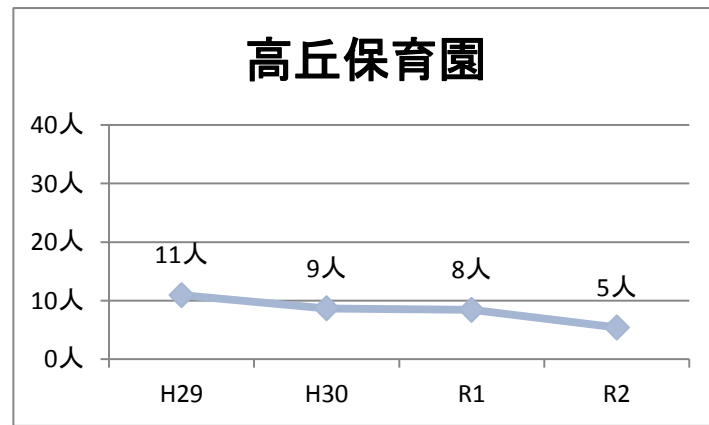
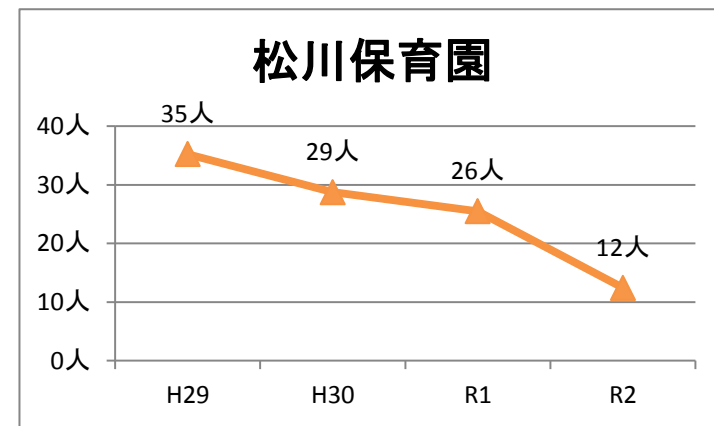
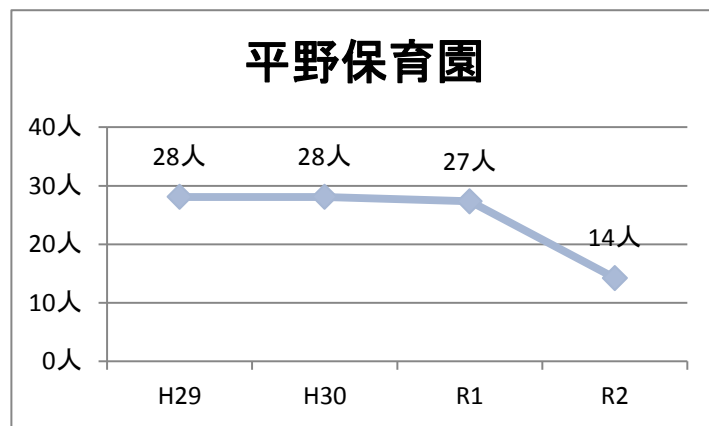
保育園名	利用想定人数
<u>さくら保育園</u> （拠点園）	20 人
みなみ保育園	20 人
計	40 人

【西部・豊田地区グループ】

保育園名	利用想定人数
<u>平野保育園</u> （拠点園）	30 人
高丘保育園	15 人
永田保育園	2 人
豊井保育園	1 人
計	48 人

- ・保護者の希望により、グループ以外の拠点園の利用も可能とする。
- ・グループ内で土曜日保育の利用児童が増加した場合は、適宜、拠点園の見直しを行う。
- ・拠点園化による保護者の負担を軽減するため、保護者の意見を聞きながら必要な措置を講じていく。
- ・拠点園は、グループ内で災害発生や新型コロナウイルス感染などにより休園する園がある場合、保育が必要な園児の受入れを行う。
- ・土曜日保育に従事する職員は、グループ内で当番制とする。
- ・土曜日保育の拠点園化は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

土曜日保育1日平均利用数



中野市保育所あり方検討懇話会 第5回までの経過

- ※意見の分類
- 赤字… 保育所の適正規模・適正配置
 - 緑字… 保育所の民間委託・民営化
 - 青字… その他保育サービス

第1回 令和2年2月19日

○懇話会について

懇話会の趣旨

- 少子化、保育ニーズ等の課題を抱える保育所運営について協議、提言をいただく
- 施設の老朽化、少子化等を踏まえた、保育所の適正配置・適正規模
 - 保育所運営の民間委託、民営化
 - 保育サービスの充実に向けた保育士の確保等

○現状について

以下を資料を用いて説明

- 施設の整備経過
- 少子化に関する経過（小規模園の発生）

■発言・意見等

- 私立の建設問題も加えてもらえるとありがたい。
- 長丘保育園が開いたのに、なぜひらおか保育園が現地建替えになったのか見通しとしてどうなっているのか
- 待機児童の現状、保育士の不足など内部事情を教えてください。
- 定員を満たしていないのになぜ待機児童がでたのか。

第2回 令和2年7月13日

○データやアンケートの結果から見た中野市の現状（保育ニーズ等）について

- 0～5歳の子供の数は減少を続けているが、入所児童数は横ばいであり、0～2歳の子を預ける割合が増えている
- 働く女性が増え、就労形態の多様化等で、保育需要が高まっていると同時に、ニーズの多様化に伴い延長、休日といったサービスが求められている。
- 保護者の意見、保育ニーズの把握が必要ではないか。

○アンケートの実施について案を説明。

○施設整備計画、過去の提言書について概略を説明。

■発言・意見等

- 提言書、施設整備計画の最大定員210人を見た場合、現在の長丘とひらおかを合わせるといったことが今後起きるのか、長丘保育園は新しくなるのか。（現時点では、わからないと回答）
- アンケートの間における混合保育について、異年齢保育を積極的に取り入れている園も多い。どういう保育をするかが大切であって、混合保育がいい、悪いの問題ではない。異年齢保育がいいかどうか聞かれても、保護者は困るのではないか。
- 保育の内容についてアンケートを取るの、今回の適正規模・適正配置の意図からすると、趣旨が違うと思う。

その他

- 現場の声として、子ども同士の関わり合いといった観点からすると、人数の大小に関しては、いろいろである。大きい園の良さもあるが危険もある。小さければドッチボール等が楽しめないといったこともある。
- 統合した学校の近くに保育園を持っていけば、保育園と学校もつながって、一緒に学習できるような体制が整えられれば、地域にとっても良いと思う。長丘は子どもが減ってきていることもあるので、近くにある新しいひらおか保育園に統合してもよいのでは。

（次ページへ）

- 民営化した場合の補助金について質疑、応答

私立も老朽化しているので、私立に0歳児補助のような物があればよいと思っている。

第3回 令和2年8月19日

○保育所現地視察

平野保育園、高丘保育園、豊井保育園、永田保育園、長丘保育園、ひらおか保育園
たかやしろ保育園、松川保育園

(いくつかの園で園長から園の現状、保育に関する実感を聞く)

- 広いクラスに少人数でいることは安全ではあるが、かかわりも少ない。
ともに育ちあうという観点からは10人以上のクラスが好ましい。
- (少人数の場合) 活動が制限されてしまったり、他の担任の協力により、年長だけの活動など、職員の体制と子どもの様子で保育を行っている。
子どもが少なくなり、園舎も古くなってきているが、保護者から統合といったような意見は今のところない。
- 仲間になったり、助けてあげるといった経験は、30人いるといいと感じる。
未満児は人数が少ない方がよいと思う。
- 小学校に上がるときは、今と同じ仲間で行けるといところがよかった。

■発言・意見等

- 地域の方にとっては、地域から子どもの声が消えるってことはすごくショックなこと。いろんな点で反対意見もある。
しかし、今思い切って、小学校を一緒にしたこのタイミングで統合というのも、小さな子供達と一緒に伸ばしてやりたい、うまくつなげてあげたい、そういうことを提案するチャンスでもあると思う。
- 各保育園の所在を知らずにいたが、視察ができてよかった。
豊井・永田保育園は小学校合併のタイミングであるこの機会に合併準備に、長丘保は、ひらおかへの編入を。保護者・地元からは今後どうするかとの意見もあるようだが、早めに提案してほしい。
平野、松川は建替えの方向で。現地以外の場所での建替えが必要と思う。
- 施設が新しい、古いいろいろあるが、当然のことであり、新しい方がよいというものでもない。古い施設でがんばっている保育士さんにも目を向け、保育の質を高めることにも予算がまわっていくとよいと思う。
- 統合に向かった場合は、地域の願いや子供達の育ちを大切に、つなげて残していくことを大前提に据えたい。(木造の園舎・メタセコイヤの木を残すなど)
閉園となった場合の施設の有効活用は、地域が考えて運営を任せていくということも考えられるのでは。
- 永田保育園、人との関わりが大切になっていくことや、子供達の育ちを思うと、豊井保育園との統合が必要になっていくと感じた。

○講話：アンケートの自由回答から見た課題について

(長野県立大学 健康発達学部(子ども学科)教授 太田光洋先生)

- ・アンケートの記載内容から気になったもの等の紹介、経験からくる園児の好ましい人数や、クラス編成に関すること、統廃合・民営化に関するメリット、デメリット等について講話

○講話、アンケートの自由意見を踏まえた協議

■講話の概要

- ・適正規模の良し悪しについて、明確な決まりはない。
- ・経験上の好ましい集団の数は120人程度。多くても150から160。
4～5歳クラスだと26人位までの実感、年齢がさがれば人数は減ったほうがいい。
- ・同じ年齢同士でお互いに刺激しあうなどの経験がある。あまり人数が少ないと人間関係が固定化してしまうことも。
- ・少人数の混合保育は下の子のために我慢したりといったこともあるが、どう考えるか。良い所悪いところがあり、運営方法に工夫をする園がある。
- ・保育園はある程度、保育に関する均一性を保つべき。民間の保育園が多くなりすぎ、特色がありすぎると、希望の園に入れなくなる可能性がある。公立が地域のスタンダードの役目を果たす。公立でないといけないこともある。
- ・統廃合のメリットとしては、集団規模によって育ちあえる環境ができる。
人の配置の自由度も上がる。
- ・統廃合のデメリット：園が遠くなる、大きな園に対する環境変化への不安、一人一人に目が行き届くかどうかという不安等がある。人数が多くなっても目が行き届くことなど、不安を取り除くことが必要。
- ・民営化のメリット 市の財政負担減、保育に関する選択肢の増、既存園への刺激や、異動によって先生が変わることが少ないなど
- ・民営化のデメリット 経営者の方針による保育方法の違い、営利目的からくる事業の継続性などがある。
- ・保護者の役割も認識してもらい、低年齢児に自分で育てるといった選択肢も。子育て支援の充実も必要ではないか。

■発言・意見等

- ・小中校の学校で、少人数化の話が出ている。その中で4・5歳児を30人というのはどうか。適正規模に関しては、クラス編成の適正規模で考えるべきでは。
- ・国からのお金も、30人で一クラスとなれば、当然人数によって、運営費の持ち出しが発生する。適正規模を考える上で重要ではないか。
- ・通っている園によって、小規模でいい、大きい方がいいといった二通りの意見に分かれる。少子化の中で、今の保育園は数が多すぎるということをどう説明するか、民営化をなんとなく幼稚園と勘違いしている方もいる。説明が必要だと感じている。
- ・民営化についてメリットとなること、デメリットとなることを説明し、デメリットについてどう対応するのか説明することが必要。環境の変化に対する抵抗を聞く、感情を受け止めるといったことが必要で、時間がかかると考える。
- ・働き方に係らず、園児が在籍できる、幼保連携認定こども園も方法の一つでは。

(次ページへ)

- ・ 民営化による運営費のゆとりについては、実感がわからない。施設の老朽化や0歳児のケアについて、私立園に対する市のサポートがもっと必要では。
- ・ ベテランの保育士を正規採用したい。という思いがある。が、費用面の問題がでる。保育内容の充実のためには人さえいればよいわけではない。
- ・ 民間も公立も中野市の保育園として新しくするなら、計画を立てたうえで（民間と公立の）割合をどうするかという考え方があるといいと思う、
- ・ 延長も臨時保育もできてきた流れのなか、公立のスタンスが、民間に影響をあたえる。公立が維持されることの大切さを感じた。
- ・ 統廃合、民営化に関する不安が自由意見から見える。早い段階で詳しい内容を示し、ケアをお願いします。
- ・ たかやしる保育園にも余裕があるところで、長丘保育園の検討に入った時に、子供が増える見込みがない。ひらおか・たかやしるへ通うような提言をするタイミングに来ているのではないか。
市が民営化したいという感じを（保護者が）受けながら、同時に内容を理解されていない部分もある。民営化によりいいことがある、と、具体的な内容を示せる、同じレベルの保育が補償されると説明ができれば抵抗も減るのではと思う。
- ・ 保育士の先生ががんばっていることをもっとPRしては。公立の活性化、私立も含めたレベルアップになるのでは。
- ・ 保護者は情報を求めている。長野市も最初は反対がありました。解決方法を参考にし、また、民営化の説明をどのようにして、保護者の不安を取り除いていくかが大事。
- ・ 保育園を作ってきた、おじいちゃん、おばあちゃんがいる。保護者だけではなく、地域の皆さんに説明するスタンスが大事だと思う。
- ・ 永田小学校の一年生は今4人。ある程度の人数が集まったほうが育ちの面でいいと思う。

第5回 令和2年11月5日

民営化に注目して協議

○保育のあり方に関するアンケートの集計結果について

- ・ 回答が多かったものの例
 - 保育園の場所・・・自宅に近い、子供が通う小学校の学区内
 - 気がかりな点・・・施設の老朽化
 - 拡充を望むサービス・・・病児・病後児保育、年度末・年度初めの保育
 - 集団の規模・・・91人以上120人以下、次いで61人以上90人以下と続く
 - 統廃合の必要性・・・どちらともいえないがほぼ半数となった
 - 統廃合のメリット・・・友達づくり、小学校入学に関することに期待がある。
 - 〃 デメリット・・・保育園が遠くなるが8割。一部の園で地域への密着性に不安
 - 民営化について感じる事・・・各項目どちらともいえないが半数。私立保育所に通っている方から保育サービス向上の回答も。
 - 民営化に期待すること・・・病児・病後児保育、休日保育等サービスの充実、保育の特色に期待。
 - 〃 で不安なこと・・・保育料がどうなるか、保育園ごとの格差
- 統廃合・民営化については、保護者への説明が不足しているのでは。---

○民営化のメリット・デメリットについて

運営費、施設整備費用の資料を踏まえての協議

■発言・意見等（アンケート）

- ・ 統廃合、民営化については、保護者に判断材料がない。

（次ページへ）

- 保育のサービスについて、年度末・年度初めの休園をやる自治体は少ないのではないか。病児病後児保育のニーズについて、病気の時は家で見てほしいといったことを出していくことも必要ではないだろうか。
 - 親御さんは、基本的には保育園は近くがいい、そして通う予定の小学校の学区内の保育園に通わせたい、保育サービスのニーズも回答として出てきている。市の方針を提示していくベースができたので、方向性を提示していてもいいのではないか。
保育園は遠くなるけど、大勢の中で学べる良さがあるのなら、市として大勢の利点を押していく提言をするといいいのでは。
 - 中野市は公立へ通う児童の割合が県内でも高い方なのか。
 - 今使っている予算をそのまま使って保育ニーズにこたえていくようにしないと、保護者の要望・意見に対応できないと思う。民間委託、統廃合したことで、市の財政負担が少なくなるという考え方はやめた方がよい。
 - 今年の登園自粛からクラスの人数が減った実感として、最低基準の30人はひどいと思う。効率化や財政的に助かるという考えは、考え直してほしい。
 - 民営化した分、（市の財政負担が）そのまま減るわけではなく、それを使って今ある園の保育を充実させていくことを一緒に答申として出していくことが必要なのではないかと思う。
 - 中野市は子育てにすごく力を入れている。予算も使って充実しているというような方向性を出していくべきではないか。
 - 病児・病後児保育について、定員が少ないのと、診断書が必要で手続きが面倒。ハードルが高くて預ける選択肢に入らない。実家にも頼りにくくて、自分で何とかしたいと思うときに病児・病後児保育を使いたいという家庭はたくさんあるのでは。
- 発言・意見など（資料：運営費、財源の内訳）
- 民営化に伴い、正規の職員が増えるとの話があるが、お金が国から出る部分だけで見ないでほしい。いろんな事情を持つ子供がいる中で、しっかり責任をもつ正規職員を増やせば、それをみんなで分ける、その分給与が低くなるということがある。
 - 処遇改善の加算などもあるが、加算の決定する時期が不安定なので、4月から給料が上げられない。
 - アンケートの結果をみると、統廃合については気持ちも読み取れるが、民営化については、情報不足の感が強い。
市が建替えなければならない平野、高丘、松川等についても民営化したいと、民間の人に作ってもらおうという方向性は、現時点では出しにくいのではないかと。もっと民営化の良さ、メリットが広がらなければ。
 - 市としても皆さんへ説明させていただく機会を設けて、最終的に民営化に行き着くまでは、3年以上かかるのではないかと考えている。できれば早めに方針を出しておかなければ、さらに先に行ってしまう。
住民への説明が必要なのはもちろんだが、入園の希望に対し必要な方には入っていただくことが第一。財源の工面や統合、民営化を駆使して保育士を確保する。そういったことのために、統廃合・民営化がすすめられるようになればとの思いがある。
 - 民間の保育園建設に関しては大変な苦労があった。国や県からくるお金と、市からくるお金でどのくらい持っていたかということが、基本になるのではないかと。（民間による建設で）全て公立で建てるよりはよくなると思うが、民間建設に関してはそういう考えもある。
 - （他自治体の例として、用地の準備、補助金の他の支援の例に対し、）土地を市が確保してくれることは非常にありがたいことだと思う。